

南魚沼市統合学校給食センター整備事業

入札説明書

令和5年4月

南魚沼市

目 次

1. 入札説明書の定義	1
2. 対象事業の概要	1
2.1. 事業内容に関する事項	1
2.1.1. 事業名称	1
2.1.2. 事業場所	1
2.1.3. 本事業の目的	1
2.1.4. 事業概要	1
2.1.5. 事業スキーム	2
3. 事業者選定に関する事項	3
3.1. 事業者の募集及び選定方法	3
3.2. 事業者の募集及び選定スケジュール	3
3.3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	3
3.3.1. 入札参加者の構成	3
3.3.2. 入札参加者の参加資格要件	4
3.4. 総合評価落札方式の手続き等	6
3.4.1. 入札説明書等に関する事項	6
3.4.2. 入札参加資格の確認	6
3.4.3. 入札書類及び提案書類に関する事項	7
3.5. 落札者の決定等	8
3.5.1. 提案書類等の審査	8
3.5.2. ヒアリングの実施	9
3.5.3. 開札（入札価格の確認）	9
3.5.4. 落札者の決定及び公表	9
4. 契約及び支払いに関する事項	10
4.1. 契約に関する基本的な考え方	10
4.1.1. 仮契約の締結	10
4.1.2. 契約の締結	10
4.1.3. 契約書の内容変更	10
4.1.4. 契約に係る契約書作成費用	10
4.1.5. 契約保証	10
4.2. 事業費の支払方法	10
4.2.1. 前金払	10
4.2.2. 中間前金払	10
4.2.3. 部分払	10
4.2.4. 完成払	11

4.3. 提案等内容の履行の確保.....	11
4.3.1. 再度の業務.....	11
4.3.2. 契約額の減額又は損害賠償請求.....	11
4.4. 市と事業者の責任分担.....	11
4.4.1. 基本的な考え方.....	11
4.4.2. 予想されるリスクと責任分担.....	11
4.5. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	11
5. その他.....	12
5.1. 議会の議決.....	12
5.2. 情報公開及び情報提供.....	12
5.3. 問合せ先.....	12

1. 入札説明書の定義

南魚沼市統合学校給食センター整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、南魚沼市（以下「市」という。）が設計・施工一括方式で発注する「南魚沼市統合学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、総合評価一般競争入札方式（以下「総合評価落札方式」という。）について規定したものである。

また、入札説明書と合わせて公表する下記の資料（以下「入札説明書等」という。）は、本書と一体のものとする。

- ・南魚沼市統合学校給食センター整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・南魚沼市統合学校給食センター整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- ・南魚沼市統合学校給食センター整備事業契約約款案（以下「契約約款案」という。）
- ・南魚沼市統合学校給食センター整備事業様式集（以下「様式集」という。）

2. 対象事業の概要

2.1. 事業内容に関する事項

2.1.1. 事業名称

南魚沼市統合学校給食センター整備事業

2.1.2. 事業場所

新潟県南魚沼市四十日 1787 番地（旧大巻小学校跡地）

2.1.3. 本事業の目的

市の3か所の学校給食センターのうち2施設（大和学校給食センター・六日町学校給食センター）において、大和学校給食センターは開設から33年、六日町学校給食センターは開設から23年が経過し、いずれも老朽化が進行していることから早急な整備を要している状況である。また、平成20年には「学校給食法」の改正により、「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が法的に位置付けられたことから、適切な衛生管理の徹底が求められているが、市の学校給食センターは整備時期が古いため「学校給食衛生管理基準」に従った施設整備がされておらず、運営面で対応しているところである。

そのため、市では安全・安心でおいしい給食を安定的に提供するとともに、省エネルギーで稼働できる施設、食育推進に対応できる施設を目指し、2施設を集約して1施設とする新学校給食センターを整備することとした。

市は施設整備について、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用を期待するが、一方で調理等の運営については、本事業外で検討することが望ましいとした。

本事業では、民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウの発揮により、コストの縮減を図るとともに、高い衛生水準が確保され、省エネルギーや食をめぐる環境の変化にも対応する施設整備が図られることを期待する。

2.1.4. 事業概要

ア 事業方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

イ 事業のスケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりである。

日程	内容
令和5年8月	仮契約の締結
令和5年9月	契約の締結（市議会の議決）
契約締結日～令和7年6月	施設整備期間
令和7年7月～令和7年8月	開業支援期間
令和7年8月下旬	施設供用開始
令和7年9月末	契約期間終了

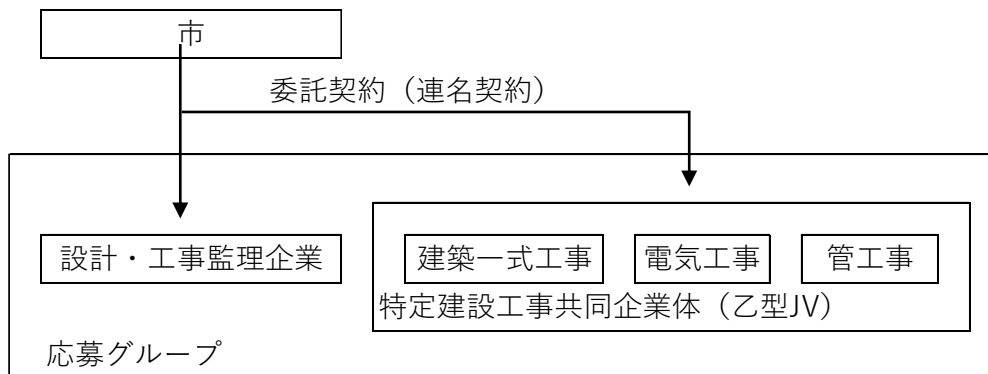
ウ 業務範囲

事業者は、以下に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行うこと。

- (ア) 施設整備業務
 - a 測量等事前調査業務
 - b 各種許認可申請等業務及び関連業務
 - c 設計業務（基本設計・実施設計）
 - d 工事監理業務
 - e 建設業務（建築工事、電気工事、管工事及び外構工事）
 - f 調理設備調達・搬入設置業務
 - g 食缶等調達業務（食器、箸、スプーンは市が調達）
 - h 事務備品等調達業務
 - i 近隣対応・周辺対策業務
 - j 完成検査及び引渡し業務
 - k その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (イ) 開業支援業務
 - a 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言
 - b 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成
 - c 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修の開催
 - d 調理リハーサルの支援
 - e 本件施設PR用のパンフレット及びイメージビデオ（実際に本件施設で調理している風景の撮影含む）の作成
 - f 供用開始後の運営支援
 - g 完了検査

2.1.5. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



※上記「委託契約（連名契約）」は、設計・工事監理企業と特定建設工事共同企業体の各構成員が連名して契約を締結するものである。

3. 事業者選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、総合評価落札方式を採用する。

3.2. 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりである。

日程	内容
令和5年4月13日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和5年4月14日～4月24日	入札説明書等に関する質問等の提出期間
令和5年5月19日	入札説明書等に関する質問等に対する回答の公表
令和5年5月22日～5月26日	入札参加申出書及び入札参加資格審査申請書等の受付
令和5年6月2日	入札参加資格審査結果の通知
令和5年6月5日～6月19日	入札書類及び提案書類の提出期間
令和5年7月	提案に関するヒアリングの実施
令和5年7月	落札者の決定及び公表
令和5年8月	仮契約の締結
令和5年9月	本契約（市議会の議決）

※上記日程において土・日・祝日等閉庁日があるときは、これらを除く。

3.3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

3.3.1. 入札参加者の構成

本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、以下のとおりとする。

ア 入札参加者の定義

(ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた学校給食センターの設計、建設を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

(イ) 入札参加者は、本件施設を設計及び工事監理する企業（以下「設計監理企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。また、調理設備、食缶等の調達等も建設企業が行うこと。）により構成するものとする。なお、建設企業は、令和4・5年度南魚沼市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）で、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」に登録された3者からなる乙型の特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成すること。また、建設JVを結成せず単体の建設企業で建設業務を行うことは認めない。

イ 代表企業の選定

(ア) 入札参加者は、構成企業のうち、建設企業の中から、資格者名簿で「建築一式工事」に登録されている者を代表企業として定め、入札参加申し出時の申請書類にて明らかにすることとする。

(イ) 代表企業は、本件入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への申請書類の提出及び市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 構成企業の制限

設計監理企業と建設企業を同一の者、又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。）

エ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることができないものとする。

3.3.2. 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

入札に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(ア) 参加資格要件

入札参加申出書及び入札参加資格審査申請書等(以下「参加資格審査書類」という。)の提出期限(以下「参加資格確認日」という。)において、資格者名簿に登載されていること。

(イ) 入札参加者の制限

以下に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- a 法人でない者
- b 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- c 参加資格確認日において新潟県又は市の指名停止措置を受けている者
- d 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- e 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- f 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者
- g 次の(a)から(f)までのいずれかに該当する者((c)~(f)については役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む)
 - (a) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (b) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (c) 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用していること。
 - (d) 暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (e) 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (f) (a)~(e)に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- h 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-7 丹生ビル2階
 - ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階
- i 市が本事業のために設置する南魚沼市統合給食センター整備検討委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(ア) 設計監理企業

設計監理企業は2者以内とし、以下に示す a から d までの要件を全て満たしているものとする。なお、2者で応募する場合には、全ての者が a、b の要件を満たし、少なくとも1者は a から d までの要件を全て満たしているものとする。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の

登録を受けていること。

- b 参加資格確認日において、資格者名簿の「建設コンサルタント等業務」に登録されていること。
 - c 平成 24 年 4 月 1 日以降に、国又は県、市若しくは他の地方公共団体等が発注した新築、かつ 2,000 m²以上の公共施設を実施設計した完了実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。
 - d 平成 24 年 4 月 1 日以降にドライシステムかつ 3,000 食以上/日の調理能力を有する新築の学校給食施設※、又は平成 24 年 4 月 1 日以降にドライシステムかつ 3,000 食以上/日の調理能力を有する新築の民間調理施設を実施設計した実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。
- ※ 「学校給食施設」とは、学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。

(イ) 建設企業

建設企業は、建設 JV で参加するものとし、以下に示す a から e までの要件を全て満たすこと。また、代表企業となる代表構成員については f についても満たすこと。

- a 建設 JV の結成に当たっては、資格者名簿に登載された「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」の分担施工方式による JV（以下「乙型 JV」という。）とする。また、乙型 JV の結成にあたり、以下の要件を満たしているものとする。
 - (a) 乙型 JV の代表構成員は、「建築一式工事」を実施する者とする。
 - (b) 乙型 JV の構成員は、3 者とし、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」を実施する者は、各々単独の企業であること。
 - (c) 乙型 JV の構成員毎に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。これらの配置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であることとし、これらの恒常的雇用関係の確認のため、別途証明書等を請求する場合がある。なお、配置させる期間は、工事着手日から建設業務の完成検査終了日までとし、申請後の変更は原則として認めない。
- b 参加資格確認日において、乙型 JV の構成員は、建築工事を実施する者は「建築一式工事」、電気工事を実施する者は「電気工事」、管工事を実施する者は「管工事」で資格者名簿に登載されていること。
- c 乙型 JV の構成員は、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」のそれぞれ実施する建設工事の種類につき建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- d 乙型 JV の代表構成員となる建設企業については、市内に主たる営業所を有する者または市から特別認定市内業者の認定を受けている者で市内に営業所を有する者（以下「市内業者」という。）であって、南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程第 6 条第 1 項に基づく令和 4・5 年度の等級格付けが建築一式工事において A 級の者とする。
また、当該代表構成員以外の構成員については、市内業者であって、前段の等級格付けが電気工事または管工事において A 級の者とする。
- e 資格者名簿登載時の年間平均完成工事高が、それぞれ実施する工事の種類において 1,000 万円以上であること。
- f 平成 24 年 4 月 1 日以降に竣工した、延べ床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工（新築、改修のいずれでも可）の実績を有していることとする。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであることとする。なお、建設 JV で施工した場合には、構成員数が 3 者以上で 20%以上、2 者で 30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

3.4. 総合評価落札方式の手続き等

3.4.1. 入札説明書等に関する事項

- ア 入札説明書等に関する質問及び回答・公表
入札説明書等に記載の内容に関する質問の提出及び回答を以下のとおり行う。
また、提出された質問について必要な場合は、ヒアリングを行うこともある。
 - (ア) 受付期間
令和5年4月14日9時から令和5年4月24日17時まで
 - (イ) 提出方法
質問の内容を簡潔にまとめ、様式集(様式1)に記入の上、E-mailにファイル(Microsoft Excel形式)を添付して提出すること。なお、提出後は、すぐに電話連絡し、送信したメールの受信を確認すること。
 - (ウ) 提出先
南魚沼市財政課契約検査班
電 話：025-773-6671
E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
 - (エ) 回答・公表
提出された事業方針等に関する質問・意見に対する回答は、令和5年5月19日(予定)までに市公式ウェブサイトで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

3.4.2. 入札参加資格の確認

本件入札の参加を希望する者は、以下のとおり申出書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、提出期間に申出書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は、本件入札に参加することができない。また、申出書等の提出は参加グループの代表企業が行うこと。

- ア 申出書等の提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類等
 - (ア) 提出期間等
令和5年5月22日9時から令和5年5月26日17時まで
※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで
 - (イ) 提出場所
南魚沼市財政課契約検査班
住 所：〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1
電 話：025-773-6671
E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
 - (ウ) 提出方法
提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、提出期間内に必着とする。
 - (エ) 提出書類
様式集「2.入札参加資格確認申請書類に関する様式」に示す書類の必要な書類を提出すること。
 - (オ) 作成方法
様式集に定めるところに従い作成すること。
- イ 参加資格の確認基準日
入札参加資格の確認基準日は、入札参加申出書等の提出期間最終日とする。
- ウ 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査結果は、申出をした者に対して書面により令和5年6月2日までに通知する。
- エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い
入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求められることができる。
 - (ア) 提出期間等
審査結果通知日から起算して7日以内
※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで
 - (イ) 提出場所

南魚沼市財政課契約検査班
住 所：〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1
電 話：025-773-6671
E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp

- (ウ) 提出方法
説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を、提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、また提出期間内に必着とする。
- (エ) 回答
説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。
- オ 入札参加者の構成企業の変更
参加資格確認基準日の後、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。
- カ 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い
 - (ア) 参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該入札参加者は失格とし、審査対象から除外する。
 - (イ) 落札者決定から本契約締結までの間に、落札者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として落札者決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。
- キ その他
 - (ア) 申出書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
 - (イ) 市は、提出された申出書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

3.4.3. 入札書類及び提案書類に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書類及び提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類等」という。）を以下により提出すること。

- ア 提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類等
 - (ア) 提出期間等
令和5年6月5日9時から令和5年6月19日15時まで
※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで（最終日は15時まで）
 - (イ) 提出場所
南魚沼市財政課契約検査班
住 所：〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1
電 話：025-773-6671
E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
 - (ウ) 提出方法
入札書類等は、様式集に定める部数を参加グループの代表企業が提出場所に持参すること。
なお、入札参加資格審査結果通知の写しを併せて提出すること。
 - (エ) 提出書類
様式集「3 提案書類に関する様式」、「4 技術提案書類に関する様式」、「5 入札書類に関する様式」の書類の必要な書類を提出すること。
なお、提出書類のうち「5 入札書類に関する様式」については、一つの封筒にまとめて封入し提出すること。
 - (オ) 作成方法
様式集に定めるところに従い作成すること。
- イ 入札書類等
 - (ア) 入札書
入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、かつ、下記「(イ) 予定価格」（入札書比較価格）を超えないこと。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること

(イ) 予定価格

本事業の入札予定価格は次のとおりとする。

予定価格 2,235,035,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格 金 2,031,850,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ウ その他

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札書類等を提出すること。

(イ) 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等、総合評価落札方式に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札参加の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、失格とし入札に参加できない。

なお、入札参加を辞退するときは、入札書類等の提出期限までに「様式 7 入札辞退届」を提出するものとする。

(エ) 公正な総合評価落札方式の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に総合評価落札方式を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させず又は、総合評価落札方式の実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 入札書類等の取扱い

a 著作権

本事業に関する入札書類等の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、市が特に必要と認める場合は、入札書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者からの提出書類は返却しない。

b 第三者への開示

市は入札参加者から提出された入札書類等について、南魚沼市情報公開条例（平成16年条例第14号）の規定に基づく請求があったときは、当該入札書類等を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。

c 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

d 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

e 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(カ) 入札書類等の変更の禁止

一度提出された入札書類等については、原則としてその後の変更を認めない。ただし、書類の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(キ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ク) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

3.5. 落札者の決定等

3.5.1. 提案書類等の審査

提案書等の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために、学識経験者等で構成する南魚沼

市統合給食センター整備検討委員会（以下、「検討委員会」という。）が行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

検討委員会は、入札参加者に対し必要に応じて提案内容についてヒアリングを実施する。ヒアリングは、令和5年7月を予定し、実施日時等詳細は、別途、入札参加者に通知する。

3.5.3. 開札（入札価格の確認）

ア 日時

令和5年6月19日 16時00分

イ 場所

南魚沼市役所本庁舎2階 大会議室

住所：〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1

電話：025-773-6671

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。入札会場内への入室は入札参加者として1名に限ること。

※代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

エ 入札の無効

南魚沼市財務規則（平成19年規則第4号）（以下、「財務規則」という。）第155条各号の規定に該当する入札のほか、入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

3.5.4. 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

検討委員会は、落札者決定基準に基づき、総合評価落札方式により落札（候補）者となる最優秀提案を選定し、審査結果とともに市長に報告し、市長は審査結果を踏まえて落札者を決定する。

イ 結果の通知及び公表

市は、落札決定後すみやかに、入札参加者に書面で結果を通知するとともに、市公式ウェブサイトにて公表する。公表時期は、7月を予定する。

ウ 落札者と決定されなかった場合の取扱い

落札者として決定されなかった者は、その理由について以下のとおり説明を求めることができる。

（ア）提出期間等

結果通知日から起算して7日以内

※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで

（イ）提出場所

南魚沼市財政課契約検査班

住所：〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1

電話：025-773-6671

E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp

（ウ）提出方法

説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を、提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、また提出期間内に必着とする。

（エ）回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

エ 審査の手順及び方法等

落札者決定基準に示す。

4. 契約及び支払いに関する事項

4.1. 契約に関する基本的な考え方

4.1.1. 仮契約の締結

落札者は、落札者決定後直ちに、市と仮契約を締結するものとする。契約内容は、契約約款案及び入札書類等による。

4.1.2. 契約の締結

仮契約は、南魚沼市議会の議決をもって本契約とする。

なお、落札者が本契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合、又は自らの事由により契約の締結に至らない場合には、市は総合評価落札方式の総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約締結の手続きを行う場合がある。

4.1.3. 契約書の内容変更

市は落札者との契約に際し、契約約款案の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間で、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

4.1.4. 契約に係る契約書作成費用

契約書の内容検討に係る事業者側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。

4.1.5. 契約保証

落札者は、本契約と同時に、契約額の10%に相当する金額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第132条第3項第1号及び第2号に該当する場合は免除する。

4.2. 事業費の支払方法

市は、契約金について以下に示すとおり支払うものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、市があらかじめ設定した支払限度額を支払うものとする。

なお、各年度における支払限度額は、下記のとおりとする。ただし、支払限度額については、市の予定価格に基づき算出した額であるため、落札金額に応じて見直しを行い、契約時に新たに設定するものとする。

A 令和5年度支払限度額：35,161,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）c 設計業務費相当額の前金払額及び部分払額

B 令和6年度支払限度額：2,068,888,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）e 建設業務費相当額の前金払額、中間前金払額及び部分払額

C 令和7年度支払額：契約額から既支払額（A+B）を差し引いた額

4.2.1. 前金払

前金払の対象は、入札説明書の業務範囲で示す、c 設計業務、e 建設業務とする。前金払の額は、入札書類の事業費内訳書（様式16）に記載の対象業務の金額の、設計業務にあつては10分の3以内、建設業務にあつては10分の4以内とする。なお、支払いは契約書の規定に基づき支払う。

4.2.2. 中間前金払

中間前金払の対象は、入札説明書の業務範囲で示す、e 建設業務とする。中間前金払の額は、入札書類の事業費内訳書（様式16）に記載の対象業務の金額の10分の2以内とする。なお、支払いは契約書の規定に基づき支払う。

4.2.3. 部分払

部分払の対象は、入札説明書の事業業務範囲で示す、c 設計業務、及びe 建設業務とする。部分払の額は、入札書類の事業費内訳書（様式16）に記載の対象業務の金額の10分の9以内（前金払があるときは前払金及び中間前払金の額を含めて10分の9以内）とし、契約書の規定に基づき算出した金額とする。なお、部分払の回数は、4回（前払金及び中間前払金の支払は、それぞれ部分払1回とみなす。）とし、支払いは契約書の規定に基づき支払う。

4.2.4. 完成払

支払いは本事業完了後、事業費より上記既払額を控除した金額を、契約書の規定に基づき支払う。

4.3. 提案等内容の履行の確保

落札者が提案した内容（採用されなかったものを除く。）は、契約書の一部とし、落札者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、以下のとおりとする。

4.3.1. 再度の業務

提案業務の加算項目に関して、落札者に再度の業務を行わせることが合理的であると市が認めた場合は、落札者は再度の業務を行い、落札者が提案した加算項目を満たす状態にしなければならない。

4.3.2. 契約額の減額又は損害賠償請求

提案業務の加算項目に関して、落札者に再度の業務を行わせることが合理的でないと市が認めた場合は、市は検査等で確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合にあっては、最低限の要求水準との差について加算点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行い算出した、落札者決定時の評価値の確保に見合う金額と落札者の当初契約額との差額を、本件施設の完成引渡し前においては契約額から減額し、本件施設の完成引渡し後においては損害賠償請求等を行うものとする。なお、その場合の算出方法は次のとおりとする。

$$\cdot \text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (\beta \div \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された事項に基づき再計算した加算点

4.4. 市と事業者の責任分担

4.4.1. 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、原則として事業者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるときは、市が責任を負うものとする。

4.4.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担は、契約書によるものとし、入札参加者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

4.5. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については、市の所在地を管轄する裁判所とする。

5. その他

5.1. 議会の議決

市は、契約に関する議案を南魚沼市議会令和5年9月定例会に提出する予定である。

5.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市公式ウェブサイトを通じて行う。

市公式ウェブサイト <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp>

5.3. 問合せ先

南魚沼市財政課契約検査班

住 所：〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1

電 話：025-773-6671

E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp